

# 教科書発行の 現状と課題

令和元年度  
2019



1

教科書の定価は、諸物価に比べて廉価です。

▶ P.2

2

教科書のページ数は、増加し続けています。

▶ P.4

3

教科書の編集・制作には、多大な労力とコストがかかります。

▶ P.6

4

教科書のデジタル化など新しい課題にも取り組んでいます。

▶ P.8

5

教科書のバリアフリー化を推進しています。

▶ P.10

6

児童・生徒数の減少は、教科書の発行に深刻な影響を与えています。

▶ P.12

7

教科書の供給システムは、日本の教育を支える最高のインフラです。

▶ P.14

8

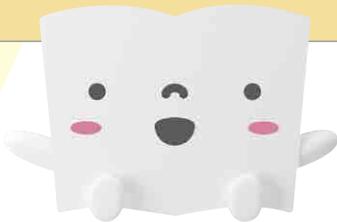
被災地への補給にも万全を期しています。

▶ P.16

# 新しい時代、新しい教育、新しい

## ～未来を創る子供たちのために～

令和2(2020)年度に始まる  
新しい学習指導要領に  
基づく学び。  
そこには、予測困難な時代を  
生きる子供たちに、  
未来を創る力を  
身につけてほしいという  
願いが込められています。  
私たち教科書発行者も  
その一助になるように、  
新しい教科書の編集をはじめ、  
様々な取り組みを行っています。



### 子供たちの学びを 支えるために

「資質・能力の3つの柱」や「主体的・対話的で深い学び」といった新しい学習指導要領の理念を受け、「何を学ぶか」「どのように学ぶか」が子供たちにもわかりやすく使いやすい教科書の編集を進めています。



### 「社会に開かれた教育課程」 の実現を目指して

新しい学習指導要領では子供たちの学びを社会全体で応援する「社会に開かれた教育課程」が求められています。教科書は子供たちだけでなく、保護者の方や地域の方々も目にするものであると考え、教科書を通じて新しい学習指導要領の理念や内容が多くの方に伝わるように努めています。

## 義務教育教科書無償給与制度は必要不可欠です。

昭和38年から実施されている「教科書無償措置」は、日本国憲法第26条第2項の「義務教育は、これを無償とする」という理念を具現化する措置です。

この措置は、50年以上にわたり国民から広く支持され続け、わが国の教育水準の維持・向上を支えてきました。子供の貧困や教育格差が深刻化する中、義務教育教科書無償給与制度は、今後ますます重要な役割を担うことになります。

この制度を堅持することは、子供たちの幸せを実現させ、同時に社会の健全な発展を支える日本の公教育において、必要不可欠といえるでしょう。

### 各国の教科書無償給与制度

国名	初等教育教科書		中等教育教科書		備考
	無償	有償	無償	有償	
日本	●		●		後期中等教育教科書は有償
イギリス	●		●	●	後期中等教育教科書は有償
ドイツ	●		●		
フランス	●		●	●	後期中等教育教科書は一部の地域圏でのみ有償
スウェーデン	●		●		
フィンランド	●		●		
ノルウェー	●		●	●	後期中等教育教科書は有償
アメリカ合衆国	●		●		
カナダ	●		●		
韓国	●		●	●	後期中等教育教科書は有償
インドネシア	●		●	●	中等教育教科書は学校により異なる
ニュージーランド	●		●		
タイ	●			●	
中国		●		●	
シンガポール		●		●	

文部科学省「教科書制度の概要」(令和元年6月)より

# 教科書



## 学びを深めるためのICT機器の活用

国が進める「教育の情報化政策」へ対応し、子供たちの学びをより深く確かなものにするための、教科書と連動した動画などのデジタルコンテンツの作成や、「学校教育法等の一部を改正する法律」の成立によって使用可能になった学習者用デジタル教科書の開発にも取り組んでいます。



## より多くの子供たちにとっての使いやすさを求めて

障害の有無や特性にかかわらずすべての子供たちが教科書を活用できる教科書のバリアフリー化を推進し、ユニバーサルデザインを意識した編集やUDフォントの使用など、子供たちがより教科書を使いやすくなるように工夫を重ねています。また、拡大教科書の発行や、教科用特定図書等発行のためのデジタルデータの提供なども行っています。



## すべての子供たちの手に届けるために

教科書は発行して終わりではありません。一人ひとりの子供たちに確実に届ける責務を履行するために、教科書供給会社と協力し、供給に対する万全の体制を整えています。

### 教科書発行・供給の現状には、様々な課題があります。



#### 低廉な定価

長年、教科書発行者はコスト削減のための経営努力を続けていますが、教科書の定価は、学用品や文庫本などと比較しても廉価な状態が続いています。

> P.2~P.3



#### 編集・製造経費の増大

学習指導要領の改訂に伴う、よりわかりやすく、より使いやすい教科書の発行への創意工夫や、教科書のバリアフリー化、教育の情報化への対応など、時代にあった教科書の編集・製造により、経費が増大し続けています。

> P.4~P.11



#### 児童・生徒数の減少

児童・生徒数の減少により、教科書の発行部数は年々大きく減少し、構造的な不況が続いています。

> P.12



#### 教科書取扱書店数の減少

全国の教科書取扱書店数の減少傾向が続いており、災害時の対応を含め、全国の子供たちへ確実に教科書を届けるという完全供給に支障をきたすおそれができています。

> P.14~P.16

# 1 教科書の定価は、諸物価に比べて廉価です。

## 小学校1年生の教科書(入学時)



158円 215円 216円



305円 322円 333円 916円

合計 2,465円

## 小学校1年生の学用品(一部)



体操ズボン・体操シャツ 各 1,620円  
上履き 2,480円  
体操帽子(紅白) 594円



鍵盤 ハーモニカ 6,000円  
学習ノート(国語・算数) 300円  
筆記用具(筆箱、鉛筆、消しゴム、定規) 2,000円

合計 14,614円

### ●平成31年度用教科書の平均定価

#### 小学校(全学年平均)

小学校平均定価 **379円**

教科	書写	保健	図工	音楽	道徳	家庭	国語	算数	地図	社会	理科	生活
平均定価	158円	209円	214円	216円	267円	275円	384円	390円	463円	496円	730円	821円

#### 中学校(全学年平均)

中学校平均定価 **510円**

教科	音楽	英語	道徳	美術	保健体育	書写	数学	理科	技術・家庭	社会	国語	地図
平均定価	251円	276円	343円	415円	415円	431円	528円	610円	648円	764円	799円	1,086円

#### 高等学校(種目平均)

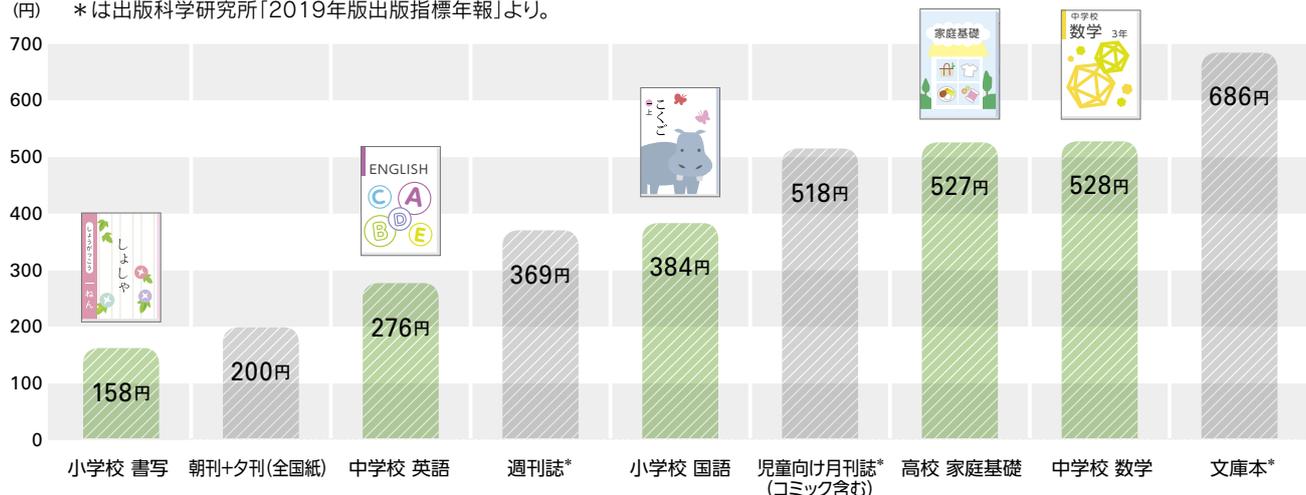
高等学校平均定価 **816円**

教科	音楽I	家庭基礎	英語表現I	保健体育	現代社会	国語総合	世界史A	数学I	生物基礎	美術I	地図
平均定価	471円	527円	577円	627円	632円	664円	682円	722円	868円	1,053円	1,359円

※文部科学省「教科書制度の概要」(令和元年6月)より

## 週刊誌や文庫本と比較しても廉価な教科書が数多くあります。

(円) \*は出版科学研究所「2019年版出版指標年報」より。



## 教科書発行者はコスト削減に努めていますが、適正な教科書定価の引き上げも必要です。

平成31年度の義務教育用教科書、高等学校用教科書では、物価動向やページ数増による製造コスト増を反映して、0.3%の定価引き上げがありました。

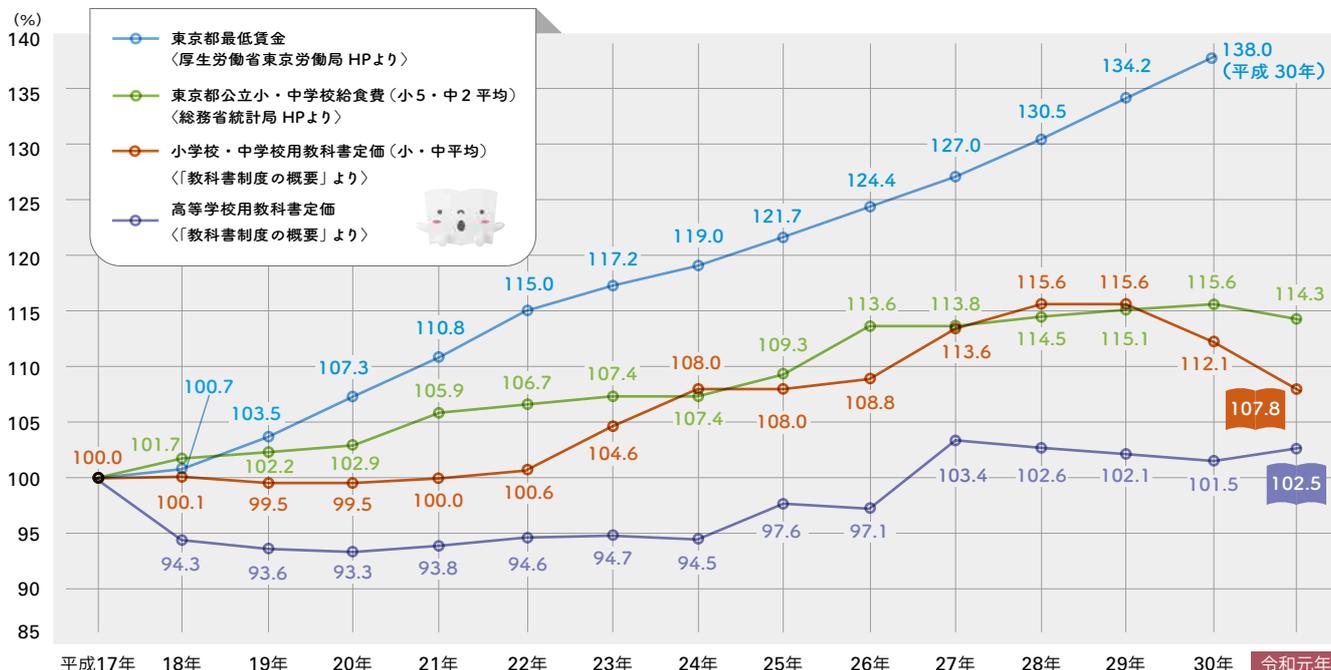
教科書発行者は、学習指導要領に沿って長年にわたり教科書の内容の充実に努めておりますが、教科書定価は「政策上公共料金として低廉とすること」とされ、下記のグラフに示すように東京都最低賃金や給食費と比較して、長い間低い水準で推移しています。

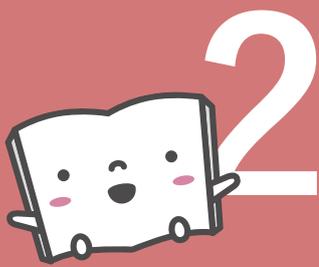
平成31年度は新たに中学校の道徳教科書が、昨年度の小学校の道徳教科書に引き続き無償給与されており。

さらに、新しい学習指導要領の実施により令和2年度に新刊となる小学校教科書には小学校外国語(英語)が加わります。また、学校教育法の一部が改正となり、紙の教科書と同一内容での学習者用デジタル教科書の併用が認められました。

教科書発行者では、新しい学習指導要領に対応した教科書や新たに導入される学習者用デジタル教科書の研究開発を進め、ウェブサイト上での視聴覚教材の充実を図るために、多大な先行投資が行われております。高品質の教科書の発行と完全供給を果たしていくためにも、物価水準や製造コスト等が適正に反映された定価の引き上げが必要です。

### ●平成17年度を100としたときの教科書の定価の推移





# 教科書のページ数は、増加し続けています。

## 学力向上を図るため、教科書は質・量ともに充実度を高めています。

およそ10年ごとに行われる教育課程の改訂などに伴い、教科書のページ数は、増加し続けています。現在、平成17年度との比較では以下のようになっています。

- 小学校 47.6%増(道徳・英語を除く)
- 中学校 30.5%増(道徳を除く)
- 高等学校 16.3%増

※教科書のページ数は文部科学省「教科書目録」による。

これは、学力向上を図るために学習指導要領の内容が充実したことに加えて、児童・生徒のわかりやすさ・学びやすさやユニバーサルデザインを追求して、教科書の記述やレイアウトが

工夫されたことなどによるものです。また、それに伴って教科書は大判化の傾向にあります。一方、教科書用紙の開発などによる軽量化への努力も続けられています。

教科書の編集・制作・製造にかかる費用も、当然ながら格段に増大しています。これにより、教科書発行者の経営は圧迫されています。

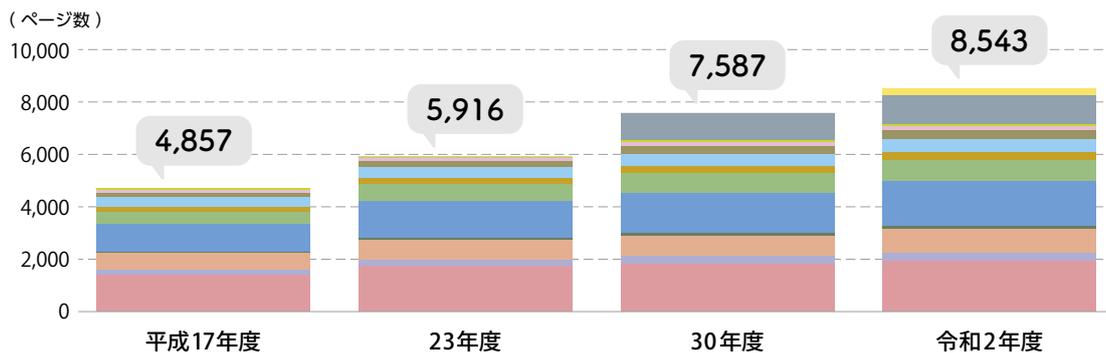
教科書発行者が、時代の変化に対応しつつ、今後も質の高い教科書をつくり続けていくためには、適正な教科書定価の引き上げが不可欠な状況となっています。

### ●教科書のページ数の推移

小学校

【全教科、1～6年合計、各社平均】

- 算数
- 家庭
- 英語
- 地図
- 図工
- 道徳
- 社会
- 音楽
- 保健
- 書写
- 生活
- 理科
- 国語



(単位: ページ)

教科	国語	書写	社会	地図	算数	理科	生活	音楽	図工	家庭	保健	道徳	英語	合計
平成17年度	1,429	233	637	68	1,075	491	196	372	192	100	64	—	—	4,857
23年度	1,719	258	734	80	1,422	659	233	407	224	110	70	—	—	5,916
30年度	1,827	284	795	90	1,525	763	255	479	302	122	80	1,065	—	7,587
令和2年度	1,919	324	921	111	1,704	814	267	504	361	142	104	1,079	293	8,543

※平成30年度の道徳を除いた合計は6,522で、対17年度比は134.2%、対23年度比は110.2%。

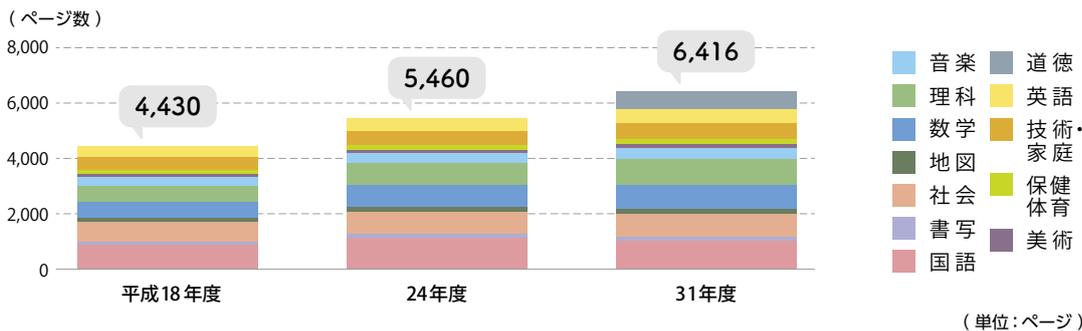
※令和2年度の道徳と英語を除いた合計は7,171で、対17年度比は147.6%、対23年度比は121.2%。

対17年度比  
**175.8%**

## ●教科書のページ数の推移

【全教科、1～3年合計、各社平均】

中学校



教科	国語	書写	社会	地図	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	英語	道徳	合計
平成18年度	886	107	702	142	595	566	332	110	147	470	373	—	4,430
24年度	1,132	119	821	150	795	820	347	129	167	522	458	—	5,460
31年度	1,017	129	845	180	862	952	383	169	179	561	506	633	6,416

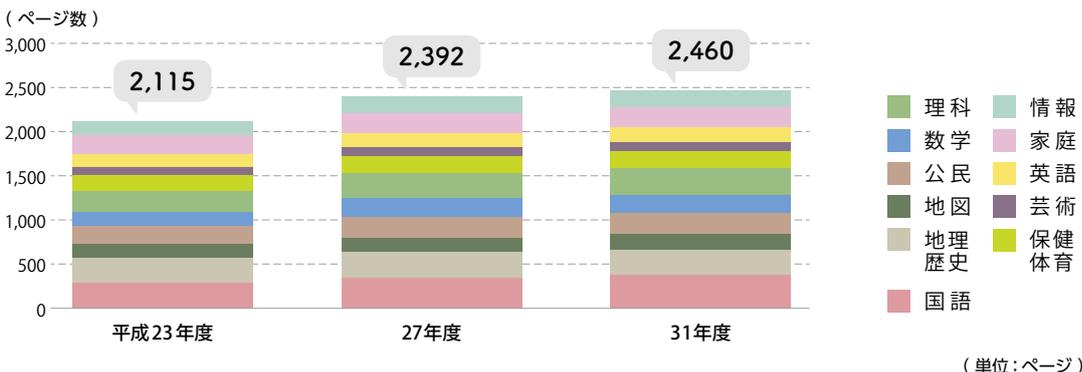
※平成31年度の道徳を除いた合計は5,783で、対18年度比は130.5%。

対18年度比  
**144.8%**

## ●教科書のページ数の推移

【主な教科(国語、地理歴史、地図、公民、数学、理科、保健体育、芸術、英語、家庭、情報)、1冊あたり、各社平均】

高等学校



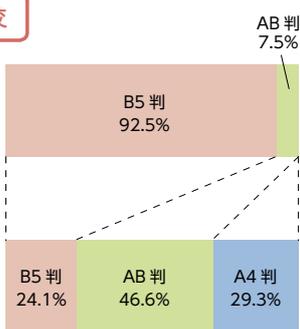
教科	国語	地理歴史	地図	公民	数学	理科	保健体育	芸術	英語	家庭	情報	合計
平成23年度	291	277	160	199	160	239	175	95	142	219	158	2,115
27年度	349	285	165	236	206	288	186	106	160	225	186	2,392
31年度	376	287	172	239	209	300	186	110	162	232	187	2,460

対23年度比  
**116.3%**

## ●教科書の大判化 ※変型版は通常版に含めている。

小学校

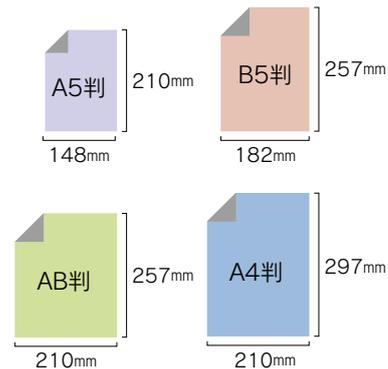
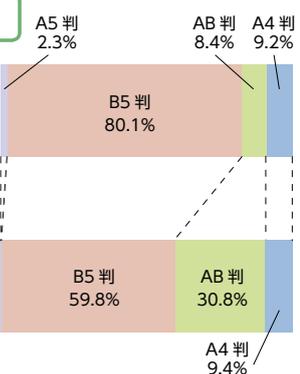
平成17年度

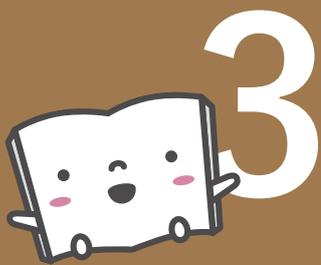


中学校

平成18年度

平成31年度





# 教科書の編集・制作には、 多大な労力とコストが かかります。

教科書が児童・生徒の手に届くまでには、  
多くの人が編集・制作に関わり、4年もの歳月がかかります。

教科書は、教科書発行者が学習指導要領に基づいて著作・編集をしています。各発行者は、それぞれの編集方針に従って、執筆者などと編集会議を重ね、内容を精査し、原稿執筆・検討を行っていきます。関連する領域の専門家は多岐におよぶため、1冊の教科書に携わる著作編集関係者が100人を超えることも珍しくありません。

本文記述とともに、図表・写真・挿絵なども準備します。効果的に教科書紙面を展開するため、図書設計・レイアウトも工夫しています。これらの作業には外部のデザイナー・イラストレーター・カメラマンなどの協力が欠かせません。

また、教科書にはさまざまな著作物(小説・随筆・詩などの文芸作品や絵画・写真、楽曲など)を掲載します。その著作権者に支払う掲載補償金も発生します。また、掲載にあたって著作者(著作物を改変して掲載する場合)や著作権者(ただし、非公

表の著作物を利用する場合)、所有者の許可が必要となる場合もあります。1つの著作物に多くの権利を有するものもあり、多くの時間と労力を必要とします。これらの費用は教科書発行者の大きな負担となっています。近年では、デジタル教科書の制作も加わり、その負担はさらに大きくなっています。

こうして多くの人々の協力と数年にわたる作業を経て完成した教科書は、文部科学省に検定申請されます。文部科学省では検定基準に則って審査が行われ、合格・不合格が決定されます。検定合格した教科書は、全国各地で使用する教科書を決定するための採択を経て、ようやく児童・生徒の手に届けられることになります。

このように教科書は、編集の開始から児童・生徒の手に届くまでに4年もの歳月を要し、その間、編集制作費や人件費など多額の先行投資が必要とされます。

## 1～2年目 STEP①：調査・編集(検定提出まで2年で行います)

編集者



●企画(調査含む)スタート

数年先に使用されることを考え合わせ、綿密な調査を実施。すべての児童・生徒にわかりやすい教科書を目指し、多角的に検討して企画を立案。

編集委員



●原稿執筆と審議

多数の著者による原稿の執筆と、編集会議などでの原稿審議を繰り返し実施。多くの時間をかけて、最終原稿を作成。

デザイナー・イラストレーター・カメラマン



●図版・資料の作成とレイアウト

学びやすく理解しやすい挿絵や写真の作成と、紙面デザインの設計。

校正・校閲者



●誤りをなくすための  
厳重な確認作業

誤った記載や誤解を与える記述などをなくすための確認作業を、多人数で複数回実施。

## 教科書の制作スケジュール

		2016年度 (平成28)	2017年度 (平成29)	2018年度 (平成30)	2019年度 (令和元)	2020年度 (令和2)	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5)	2024年度 (令和6)
小学校	低学年用		調査・編集	検定	採択/ 製造・供給	使用開始				
	中学年用									
中学校	低学年用		調査・編集	検定	採択/ 製造・供給	使用開始				
	中学年用									
	高学年用									
高等学校	低学年用		調査・編集	検定	採択/ 製造・供給	使用開始				
	中学年用									
	高学年用									

### ●新学習指導要領に向けた教科書の制作を進めています。

学習指導要領は、ほぼ10年ごとに改訂されます。小学校では令和2年度から、中学校では令和3年度から、高等学校では令和4年度から、それぞれ新学習指導要領が全面实施されます。

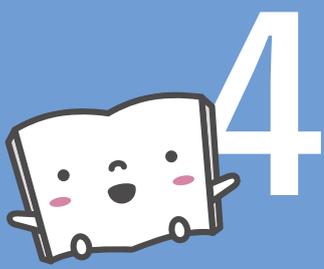
新学習指導要領では、知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善が求められています。英語教育の全面的な見直しを図られ、現在は小学校5・6年で行われている「外国語活動」が小学校3・4年に移るとともに、小学校5・6

年については、「外国語」が正式な教科となります。高等学校では教科の見直しが図られ、科目の再編が行われるほか、新科目も設置されます。

学習指導要領の告示から検定申請までおよそ2年であり、この2年間という短い期間ですべての編集作業を行うことになります。

各発行者では、新学習指導要領が求める多種多様な学びを実現するため創意工夫を重ね、よりよい教科書づくりを行っています。



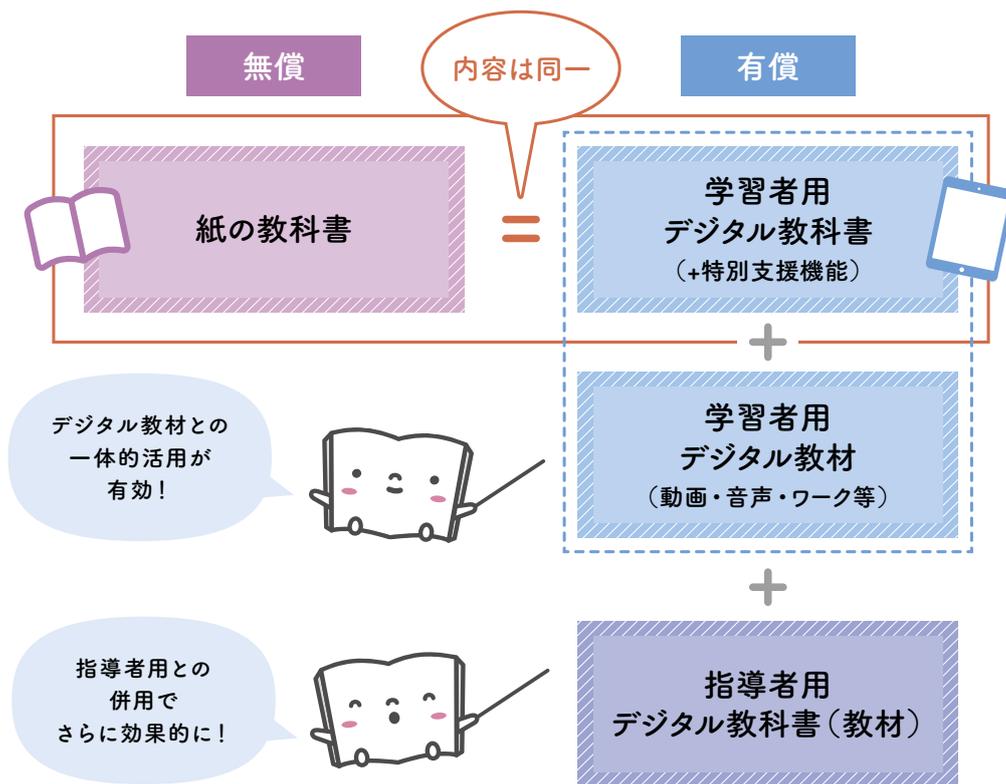


# 教科書のデジタル化など 新しい課題にも 取り組んでいます。

## 紙の教科書と「学習者用デジタル教科書」が 併用できるようになりました。

デジタル教科書には、小・中学校で普及が進んでいる「指導者用デジタル教科書(教材)」と、児童・生徒が使用する「学習者用デジタル教科書」(以下、デジタル教科書)があります。平成30年5月、必要に応じてデジタル教科書を紙の教科書に代えて使用できる「学校教育法等の一部を改正する法律」(平成31

年4月1日施行)が成立しました。令和元年度からは、教育課程の一部においてデジタル教科書を紙の教科書と併用して使用でき、また、視覚障害や発達障害などをもつ児童・生徒には、教育課程の全部においてデジタル教科書を使用できるようになりました。



## デジタル教科書・教材は子供たちの学びを深めます。

現在、「ICTを活用した教育」の進展により、授業におけるデジタル教科書・教材の活用が進みつつあります。文部科学省の検討会議等では、ICTを活用した学習は児童・生徒の学習意欲を高め、「主体的・対話的で深い学び」や特別支援教育などに効

果があると報告されています。

今後は、さらにデジタル教科書が活用できるよう、ICT環境の整備や供給方法などの検討を行うとともに、指導法の研究や普及を進めることが求められています。

## デジタル教科書・教材にはさまざまな課題があります。



### 安心して快適に利用できる端末や通信環境等の整備

デジタル教科書を快適かつ効果的に活用するために、その前提として端末の性能向上や台数の確保、ネットワークや通信環境の整備、セキュリティ向上などの施策が求められます。

### 確実な供給（配信）のための基盤整備

全国の児童・生徒が確実に利用できるようにするために、供給（配信）方法の検討や基盤整備が必要です。また、導入後の更新や保守・管理のルールの方針策定が求められます。

### 著作権法の権利制限規定の見直し

法改正により、教科書と同一である場合にデジタル教科書の権利制限が認められましたが、指導者用やデジタル教材には該当しておらず、さらなる規定の見直しが必要です。



学習者用デジタル教科書における著作権については、文化庁ウェブサイト内の「学校教育法等の一部を改正する法律(平成30年法律第39号)について」をご覧ください。  
[http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/gakkou\\_kyouikuhou/](http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/gakkou_kyouikuhou/)

### デジタル教科書とデジタル教材等との連携

教科書に関連した資料や教材を、デジタル教材として幅広く提供できるように開発を進めるとともに、デジタル教科書とシームレスに連携して活用できるように配慮します。

### 指導方法の研究と学校現場への普及・研修

デジタル教科書を使って効果的な指導ができるよう、各教科におけるカリキュラム作成や指導方法の研究が不可欠です。同時に、学校現場への普及・研修などが必要となります。

### すべての児童・生徒が使えるビューアの開発

教科や学年、習熟度、様々な障害の特性などにかかわらずに利用できるユニバーサルデザインに配慮したビューアやユーザーインターフェースの開発を目指します。

### 低廉に供給するためのコスト構造の検討

デジタル教科書の開発や供給、管理運用には多大な労力とコストがかかります。良質なデジタル教科書を誰でも利用できるよう、適切なコスト構造の検討・構築が求められます。

子供たちの豊かな学びのために努力しています。



## 新しい教科書には二次元コード等が掲載されます。

令和2年度より使用される新学習指導要領対応の教科書では、二次元コード等から教科書発行者が管理するウェブサイトへリンクし、教科書の内容に関連した音声・動画や外部リンク等を利用できるようになります。児童・生徒が教科書以外の内容や情報に触れることで学習を深められるというメリットがある一方、無償のコンテンツであるにもかかわらず、音声・動画の制作や、外部リンクのメンテナンス、検定出願時の資料作成など、これまでにはなかった労力とコストがかかることとなります。



# 5 教科書のバリアフリー化を推進しています。

## 教科書デジタルデータの提供、拡大教科書の発行を行っています。

拡大教科書や点字教科書など、児童・生徒の障害やその他の特性に応じて、検定済教科書に代えて使用する図書などを「教科用特定図書等」といいます。

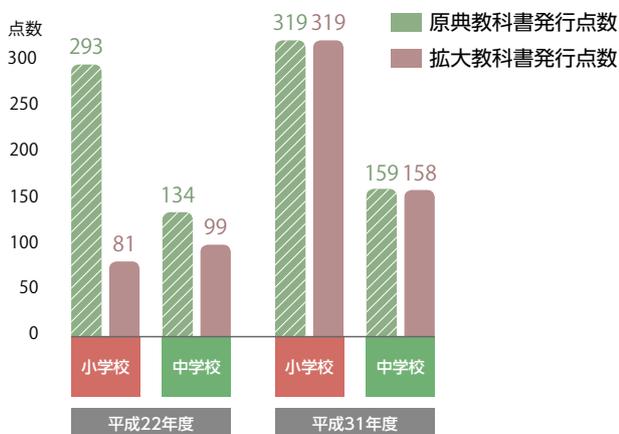
平成20年6月には、教育の機会均等を実質的に保障するために、「教科書バリアフリー法」（障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律）が定められました。

この法律に基づいて、教科書発行者は、ボランティア団体等

の行う音声教材などの「教科用特定図書等」の作成を支援するため、文部科学省を通して教科書のデジタルデータの提供を行っています。

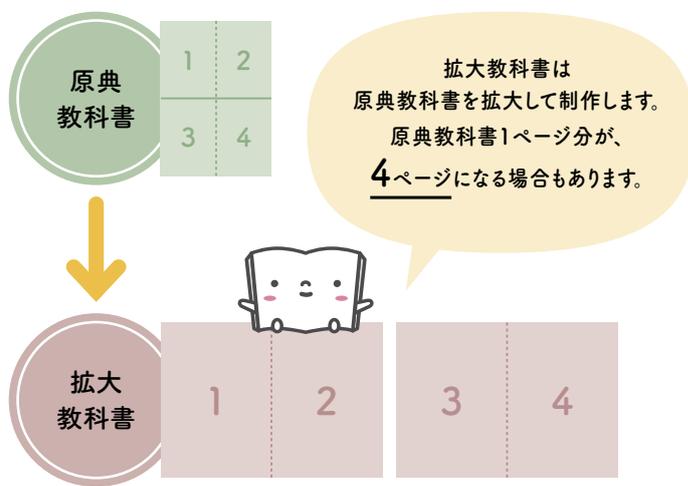
同時に、小・中学校教科書については、ほぼ全点について拡大教科書の発行を行っています。また、高等学校教科書については、拡大教科書の発行とともに、タブレット端末を活用した教科書紙面の拡大表示での対応にも積極的に協力しています。

### ● 小・中学校における拡大教科書の発行状況



※文部科学省「教科書目録」（平成31年4月）などより

### ● 原典教科書（検定済教科書）と拡大教科書の紙面の例



### ● ユニバーサルデザインを意識した、教科書への対応を進めています。

年齢や性別、障害、国籍や文化などにかかわらず、多くの人ができるだけわかりやすいデザインをユニバーサルデザインといいます。教科書発行者は、ユニバーサルデザインに配慮した配色にしたり、ユニバーサルデザインフォント（UDフォント）を使用したりするなど、児童・生徒がより使いやすくより学びやすい教科書になるように、さらなる工夫を重ねています。



## 検定済教科書 1冊に対して、何分冊もの拡大教科書が必要になります。

拡大教科書とは、主として弱視の児童・生徒が使用する教科書で、検定済教科書の文字や図形を拡大する際には、それぞれの判型にあわせて文字の大きさやフォントを変えるなど、レイアウトし直す必要があります。その結果、ページ数が増え、

1冊の教科書が何分冊にもなることがあります。

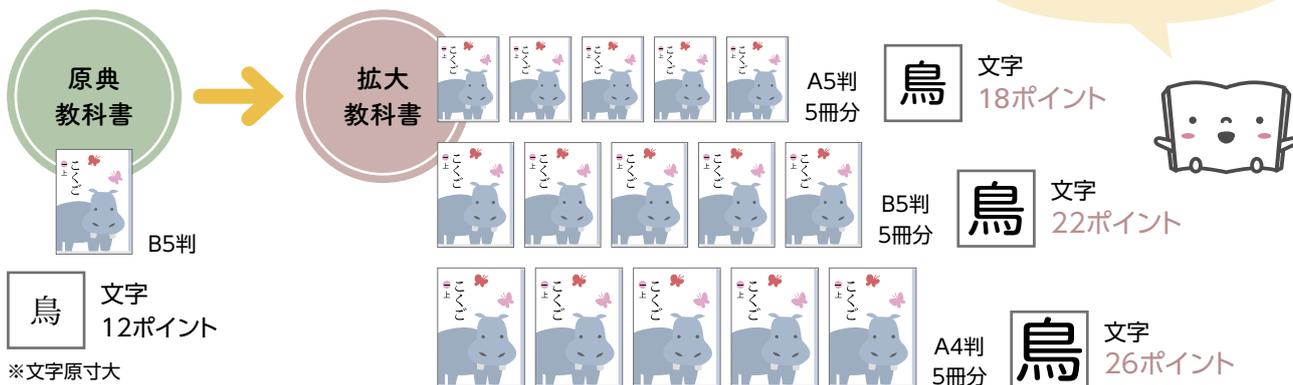
また、文字の大きさ別に3種類の発行が標準とされているため、原典教科書1点ごとに準備する拡大教科書の種類は、さらに多くなります。

### ● 原典教科書と拡大教科書の冊数と判型

文字の大きさ別に3種類の発行が標準とされています

原典教科書1冊に対して、何冊分もの拡大教科書が必要になります。

例えば、ある国語の教科書では、  
原典教科書1冊に対し、  
拡大教科書は3種類  
合計 **15冊**が必要になります。



## 拡大教科書の発行には、編集・制作から供給までの環境の整備が必要です。

教科書発行者は、児童・生徒の障害の実態に対応して、拡大教科書を編集・制作しています。

拡大教科書は、効果的・効率的に学習ができるよう配慮した教科書の意図を損なわないように再編集するため、検定済教科書の編集・制作と同様に時間と労力を要します。

少数数の発行のため1冊あたりの制作原価も高額となり、印刷単価も割高になります。さらに、拡大教科書発行に伴って著作権者に支払う補償金も発生します。教科書変更や発注時の

ミス等による返品のコストも教科書発行者の負担です。

このように、少数数の発行に伴って様々な問題が生じるため、教科書のバリアフリー化をさらに進めるには、編集・制作から供給までのすべての面において、国と教科書発行者との相互努力による環境整備が必要です。

平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行されました。教科書発行者は、多様な「教科用特定図書等」の普及のために、今後もさらに努力を続けてまいります。

## 化学物質過敏症への対応本の作成も進めています。

現在、化学物質過敏症に悩まされている多くの児童・生徒がいます。

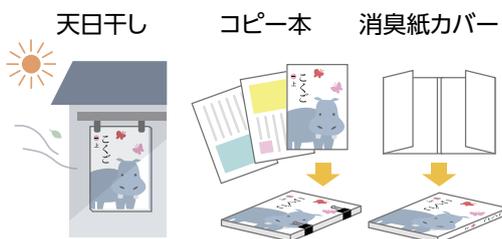
こうした児童・生徒に対しては、文部科学省の委託を受けて、教科書協会を通して、教科書発行者に特別な処理を施した対応本を依頼し、提供しています。

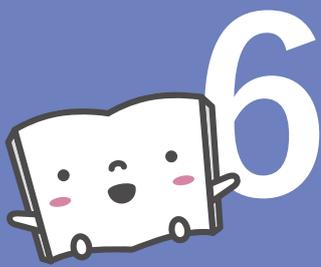
化学物質過敏症は、原因となる化学物質や症状が人によって異なります。そのため、児童・生徒一人ひとりの症状に応じて、天日干しやコピー本（カラー・白黒）・消臭紙カバーの中からもっとも適した対応本を選択し、きめ細かな対応を行っています。

平成30年度には、延べ205人の児童・生徒に対応本を提供しました。

### ● 化学物質過敏症への対応の例

一人ひとりにきめ細やかな対応を



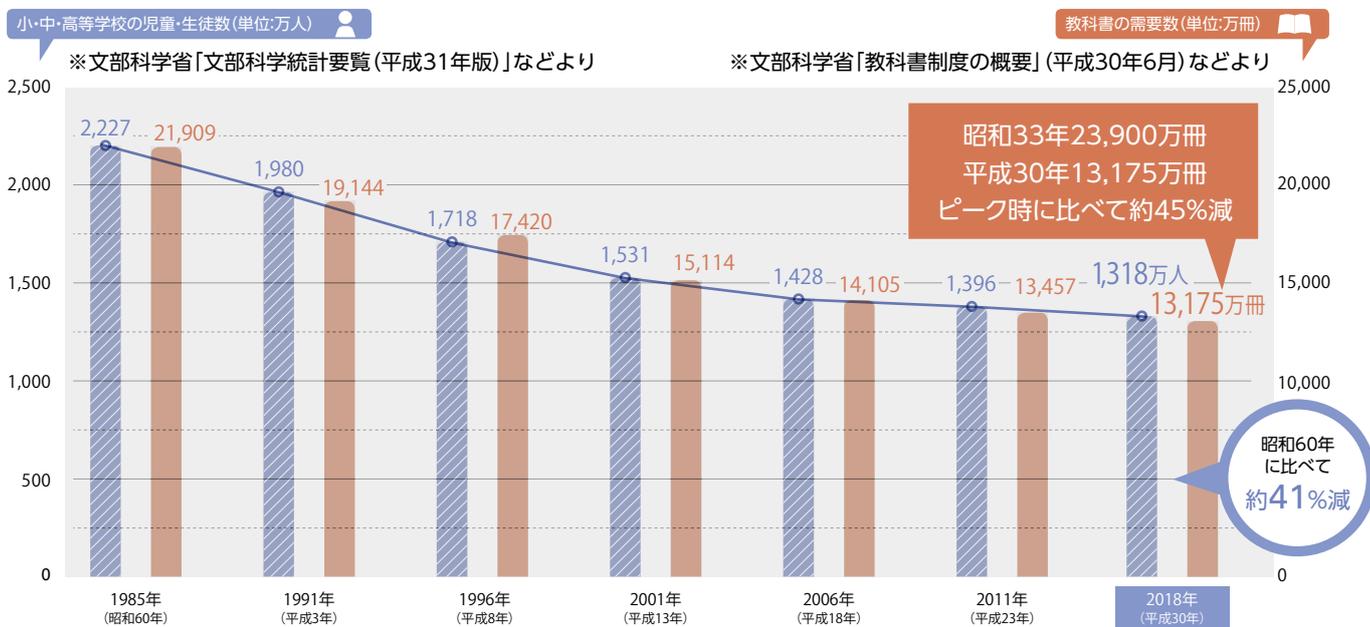


# 児童・生徒数の減少は、教科書の発行に深刻な影響を与えています。

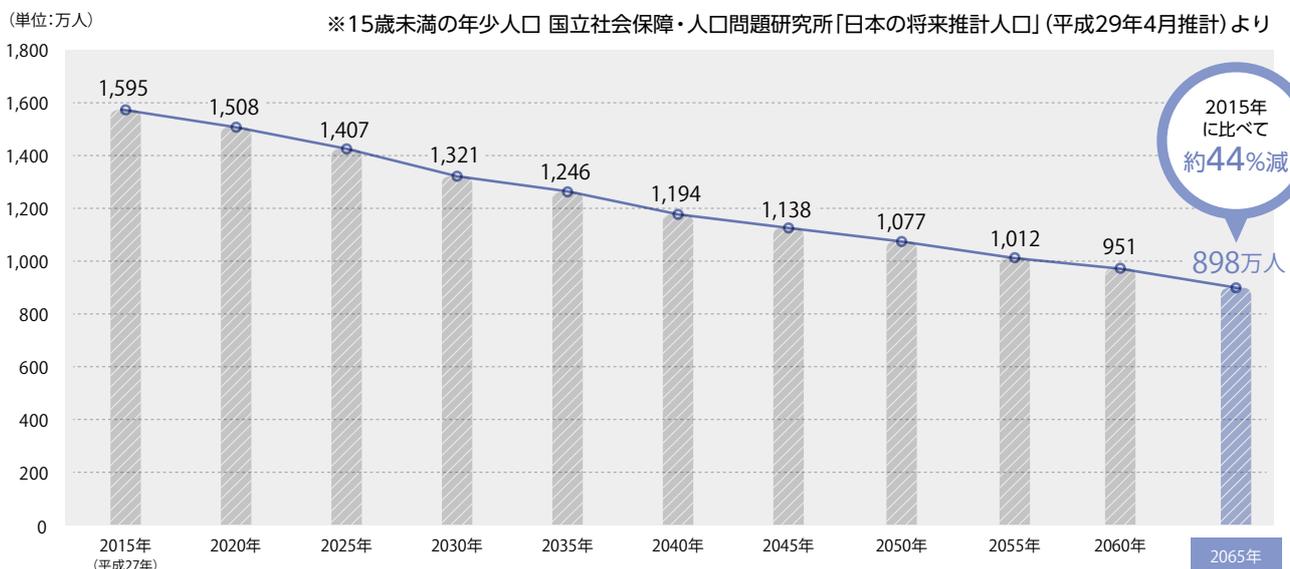
## 教科書の需要数は減少の一途をたどっています。

長期にわたる児童・生徒数の減少により、教科書の需要数も減少の一途をたどっています。そして、今後も少子化の進行に歯止めがかからないことが予測されています。このような状況も、教科書の発行に深刻な影響を与えています。

### ● 児童・生徒数、教科書需要数の推移



### ● 将来年少人口の推移(推定)





## 教科書の利用と許諾

教科書は創作性のある著作物で、多くの著作権者がいます。教科書を利用するには「許諾」が必要です。

① 教科書を利用して何を作られますか	② 教科書のどの部分を利用されますか	③ 作成したものをどのように利用されますか
<p>— 図書・教材類 —</p> <p>書籍   雑誌   研究冊子</p> <p>参考書   問題集   テスト類</p> <p>宣伝パンフ   その他</p> <p>— 視聴覚・マルチメディア教材類 —</p> <p>CD音声教材</p> <p>ビデオ・DVD教材</p> <p>パソコンソフト教材(CD-ROM)</p> <p>ネット配信教材</p>	<p>表紙</p> <p>組み立て・構成(単元・章名など)</p> <p>文章</p> <p>図版(写真・イラスト・地図など)</p> <p>書名・発行社名</p> <p>※商標・商号権を侵害する恐れがあります。</p> <p>※全文利用は教科書発行者から管理委託を受けていないので許諾できない場合があります。</p>	<p>企業・塾などでの販売・頒布</p> <p>教科書著作権協会への許諾申請が必要です。</p> <p>学校や公共機関などでの利用</p> <p>教科書著作権協会への許諾申請が必要です。ただし、著作権法により許諾申請を行わなくても利用できる場合があります。</p> <p>個人としての私的な利用</p> <p>許諾申請を行わなくても利用できる場合が多くありますが、利用の仕方によっては申請が必要となります。たとえ、非営利目的であっても、第三者にコピーして配布したり、自分のホームページに掲載する場合などは許諾が必要となります。</p>

※一般社団法人教科書著作権協会の資料から作成

詳しくは、文化庁のパンフレット「学校における教育活動と著作権」をご覧ください。  
[http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/pdf/gakko\\_chosakuken.pdf](http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/pdf/gakko_chosakuken.pdf)



### ●著作権法(抄録)

※以下の改正第三十五条については、「公布の日(平成30年5月25日)から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日」に施行されるとされている。

#### 第三十五条(学校その他の教育機関における複製等)

学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。)を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 前項の規定により公衆送信を行う場合には、同項の教育機関を設置する者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

3 前項の規定は、公表された著作物について、第一項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物とその原作品若しくは複製物を提供し、若

しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合において、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信を行うときには、適用しない。

#### 第三十八条(営利を目的としない上演等)

公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金(いずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。)を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。





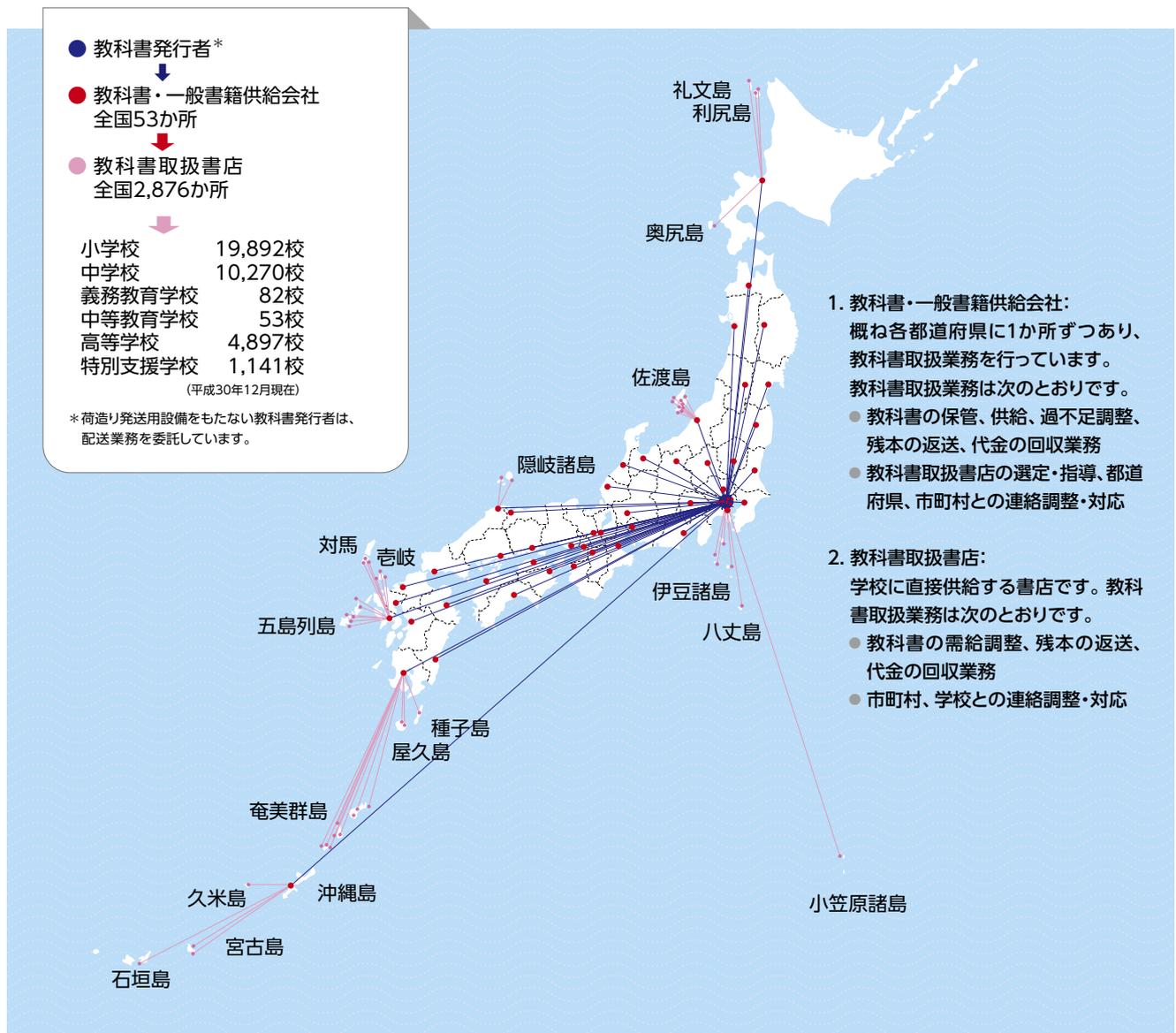
# 教科書の供給システムは、日本の教育を支える最高のインフラです。

## 教科書の完全供給は、教科書発行者の責務です。

教科書発行者は教科書をつくるだけでなく、供給する責任と義務を負っています。これは、「教科書の発行に関する臨時措置法」で定められています。どれほど質の高い教科書をつくっても、全国の児童・生徒の手に確実に届けられなくては意味がありません。

ただし、教科書発行者自らが全国すべての学校に教科書を迅速かつ正確に届けることは事実上不可能です。そのため、全国の教科書供給会社と供給契約を締結して、この責務を履行しています。

### ●教科書供給のしくみ ※教科書発行者が東京にある場合の例です。



## 全国すべての学校に、定められた時期に、確実に供給しています。

全国で、小学校は19,892校、中学校は10,270校、義務教育学校は82校、中等教育学校は53校、高等学校は4,897校、特別支援学校は1,141校あります(平成30年12月現在)。離島や山間僻地にも学校はあり、これらすべての学校に対して、教科書は完全供給されています。

新年度の始まる4月に合わせて、児童・生徒用と教師用の教科書が間違いなく学校に届けられていることが必須です。

全国すべての学校に届けてるんだ!



## 多種多様な教科書の供給に対応しています。

教科書は、校種・教科ごとに多くの種類が存在しています。

公立の小・中学校で使用される教科書は、各都道府県・市町村教育委員会で定められた教科書採択地区において決定されます。その地区数は全国で587にもなります(文部科学省「教科書制度の概要」(令和元年6月)より)。

また、高等学校や国私立の小・中学校では学校ごとに採択が行われています。このため、教科書の供給形態は複雑で多岐にわたります。

## 転出・転入や災害滅失・毀損などの状況に対応しています。

転校生への迅速な対応も重要です。転出・転入は年間を通してありますが、特に3月・4月は保護者の転勤などの事情により多くなります。

また、地震・風水害などの大規模自然災害や火災などにより教科書を滅失・毀損した場合にも、被災した児童・生徒の教科

書を速やかに供給しています。

教科書発行者・供給会社・取扱書店は、児童・生徒がいつでも転出・転入しようとも、また、自然災害で教科書を滅失・毀損しようとも、完全供給を責務として、日々業務の遂行に努めています。

## 教科書の完全供給の維持には、さまざまな課題があります。

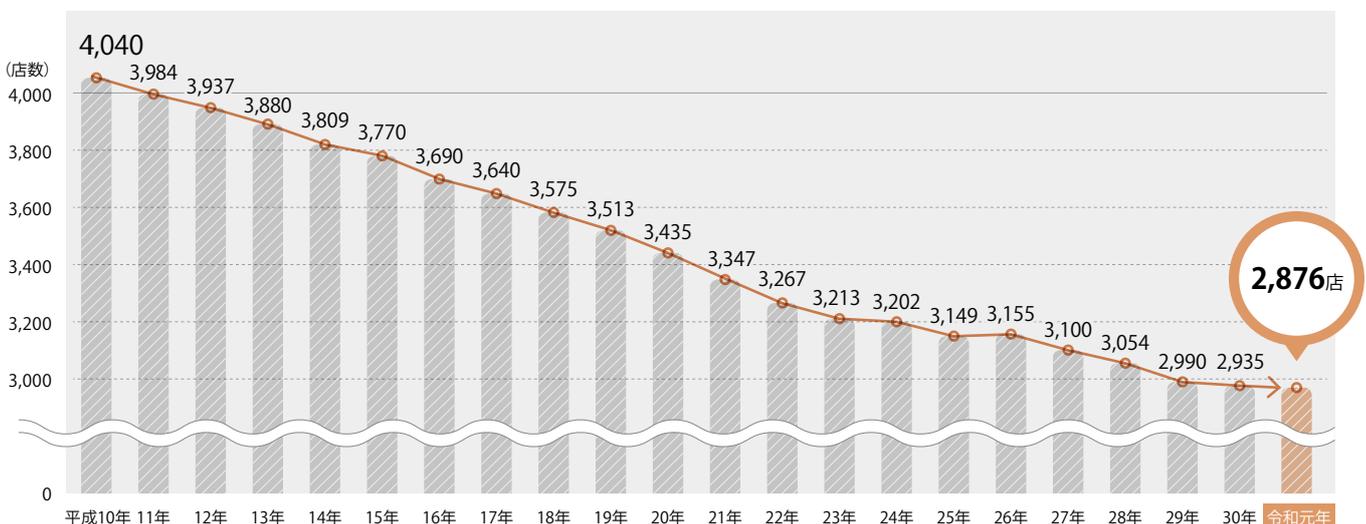
教科書の完全供給という大切な業務を担っている各都道府県の教科書供給会社および教科書取扱書店は、効率化を図りながらサービスの向上に努めていますが、児童・生徒数の減少という構造的な不況、低廉な教科書定価の影響により、厳しい経営状況にあります。

形態への対応などにより経営の維持が年々厳しくなり、教科書の取り扱いの辞退や廃業が続いています。そのために、教科書供給会社の負担がさらに増加するという事態も生じています。

現行の教科書完全供給システムを安定的に継続させるためにも、教科書の適正な価格設定が望まれます。

また、教科書取扱書店においても、後継者不足、複雑な供給

### ●教科書取扱書店数の推移



# 8 被災地への補給にも 万全を期しています。

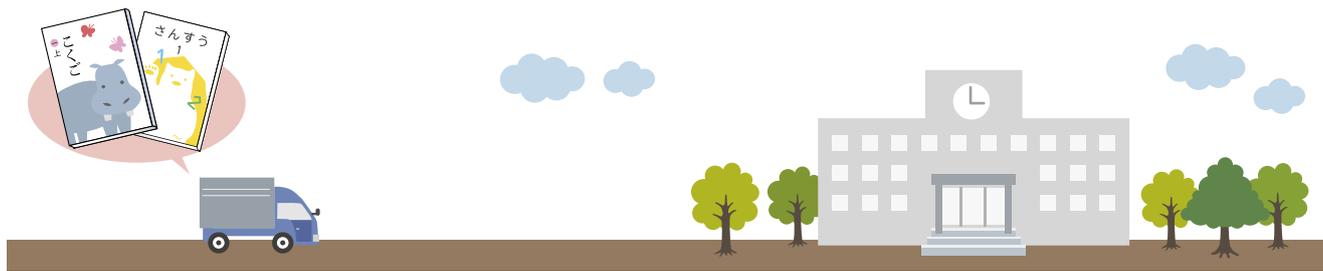
今から8年前の平成23年3月11日の東日本大震災では、児童・生徒へ供給される前の教科書約50万冊が、教科書供給会社および教科書取扱書店において滅失・毀損しました。

このときには主要な製紙会社やインキ工場も被災したため、教科書発行者は、全国を奔走して用紙やインキを調達、直ちに追加製造を開始し、始業式までに被災地への供給を無事完了しました。

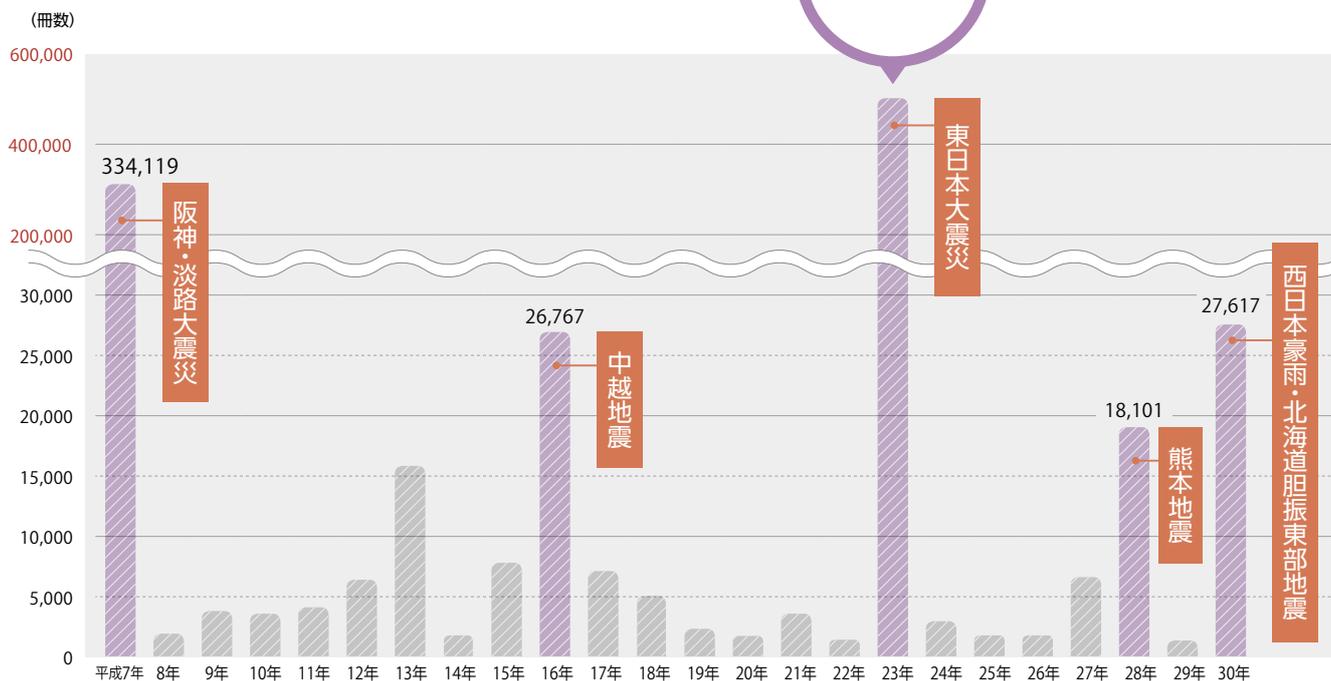
供給後の教科書についても、平成28年4月の熊本地方を震源とする地震(熊本地震)や、昨年の西日本豪雨(平成30年7月

豪雨)、9月の北海道胆振東部地震などのように毎年発生する自然災害において、そのつど「転学等対応本(常備本)」などによりすばやく教科書を補給しています。

災害補給教科書には、災害救助法適用と災害救助法非適用の2種類のケースがあります。前者の場合は、当該都道府県や国から教科書代金が支払われて補給を行います。後者の場合で、「教科書購入が困難(要保護・準要保護)」であることを当該市町村教育委員会が認めたときは、教科書発行者が代金を負担して補給を行います。



● 災害補給教科書の供給冊数(教科書協会の集計)



# 教科書協会の活動の紹介

「教科書協会」は、昭和28(1953)年に、教科書発行者が集まって発足しました。各教科書発行者が協力体制を敷き、文部科学省と常に連携を図りながら教科書の質的向上と教科書発行事業に関する調査・研究にあたっています。

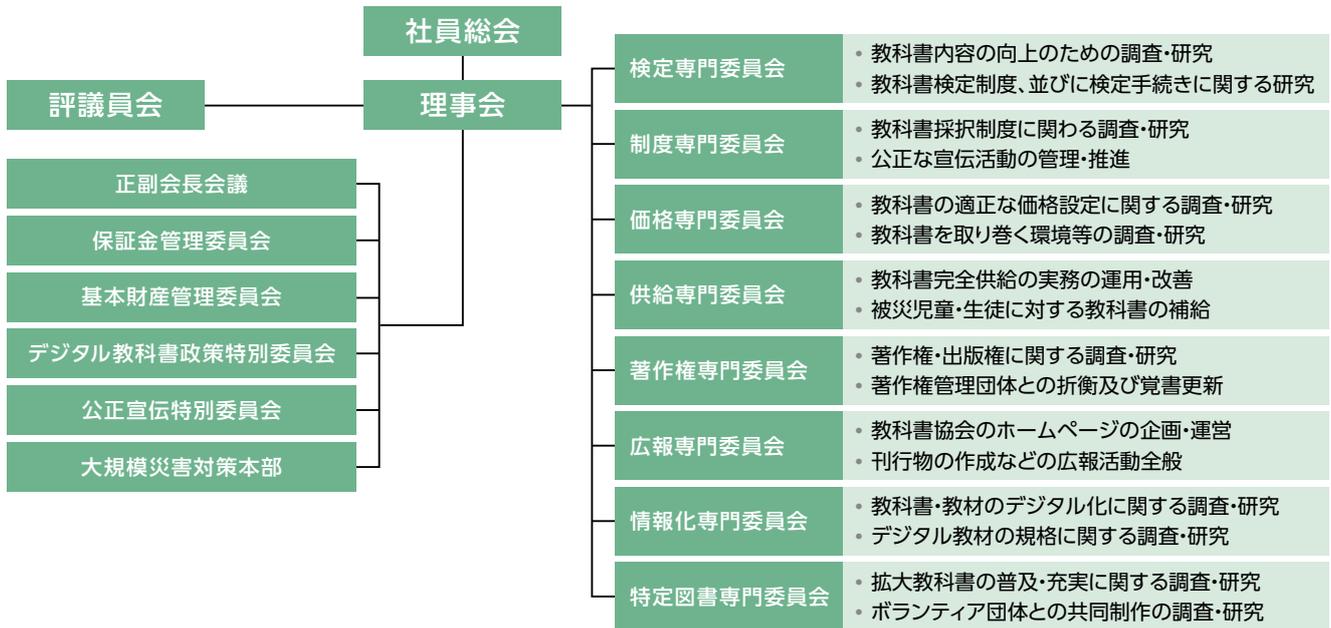
もっと詳しく知って  
もらいたいな!



## 委員会での活動

教科書発行にかかわる具体的な事項について8つの専門委員会が中心となって調査・研究を行っています。また、その経過報告、連絡・調整を、特別委員会にて行っています。事案により、特別委員会において調査・研究を行っています。

## 8つの専門委員会と主な活動



## 教科書発行者（一般社団法人 教科書協会会員・令和元年7月）

発行者の番号・略称	発行者	発行教科書の種類				発行者の番号・略称	発行者	発行教科書の種類			
2 東書	東京書籍(株)	小	中	高	特	143 筑摩	(株)筑摩書房				高
4 大日本	大日本図書(株)	小	中			154 オーム	(株)オーム社				高
6 教図	教育図書(株)		中	高		172 旺文社	(株)旺文社				高
7 実教	実教出版(株)			高		177 増進堂	(株)増進堂				高
9 開隆堂	開隆堂出版(株)	小	中	高		178 農文協	(一社)農山漁村文化協会				高
11 学図	学校図書(株)	小	中			179 電機大	(学)東京電機大学				高
15 三省堂	(株)三省堂	小	中	高		183 第一	(株)第一学習社				高
17 教出	教育出版(株)	小	中	高	特	190 東法	東京法令出版(株)				高
26 信教	(一社)信州教育出版社	小				205 三友	三友社出版(株)				高
27 教芸	(株)教育芸術社	小	中	高		207 文教社	(株)文教社		小		
35 清水	(株)清水書院		中	高		208 光文	(株)光文書院		小		
38 光村	光村図書出版(株)	小	中	高		212 桐原	(株)桐原書店				高
46 帝国	(株)帝国書院	小	中	高		218 京書	(株)京都書房				高
50 大修館	(株)大修館書店		中	高		220 スクリ	(株)フォーイン				高
61 啓林館	(株)新興出版社啓林館	小	中	高		224 学研	(株)学研教育みらい		小	中	
81 山川	(株)山川出版社			高		225 自由社	(株)自由社			中	
89 友社	(株)音楽之友社			高		227 育鵬社	(株)育鵬社			中	
104 数研	数研出版(株)		中	高		229 学び舎	(株)学び舎			中	
109 文英堂	(株)文英堂			高		231 いいずな	(株)いいずな書店				高
116 日文	日本文教出版(株)	小	中	高		232 廣あかつき	廣済堂あかつき(株)		小	中	
117 明治	(株)明治書院			高		233 日科	日本教科書(株)			中	
130 二宮	(株)二宮書店			高							

計43社

## 教科書定価引き上げと義務教育教科書無償給与制度の堅持のお願い

当冊子の冒頭でお伝えしたとおり、各教科書発行者は、①子供たちにわかりやすく学びやすい教科書の編集、②教科書による学習指導要領の理念などの実現、③そのための新しい学習教材や支援ツールの制作・提供、④バリアフリーやユニバーサルデザインなどを通じた平等な学習環境の創出、⑤教科書を子供たちへ完全供給する体制の維持などに取り組んでいます。

一方、①教科書は低廉な価格であり、②制作の労力・経費のほか、近年は製造にかかる原価の上昇や運送料などの高騰も大きな負担となり、③児童・生徒数の減少、④教科書供給を支える取扱書店の減少に加え、⑤新しい学習教材や支援ツールの制作・提供はもとより、デジタル教科書の研究開発とその配信・供給体制の整備などの経費も増大してきています。こうした問題は、それぞれの企業努力だけで解決できない状況になっています。このような現状に即した適正な教科書の定価が実現されなければ、教科書づくりの責務と社会的要請を遂行していくことは、

より一層困難になると言わざるをえません。

そうしたなかで、「義務教育教科書無償給与制度」が廃止され教科書が有償化されれば、保護者の教育費負担の増加に直結することになります。さらに貸与制度ともなれば、児童・生徒による教科書への書き込みはもちろんのこと、家庭への持ち帰りに制限が生じるなど、教科書の利用方法も大きく変わり、学習や指導に深刻な影響を招きかねません。

各教科書発行者の厳しい経営環境と義務教育における教科書無償給与制度の重要性をご理解いただき、教科書発行者がその使命を十分に達成できますよう、教科書の定価引き上げと義務教育教科書無償給与制度の堅持をお願いいたしたく、関係各位の格段のご理解とご支援をお願い申し上げます。

最後に、これからも教科書が児童・生徒一人ひとりの育ちと学びを陰ながらしっかりと支え続け、明るい未来をつくりだす一助となるよう、教科書発行者一同、心より願っております。

### 教科書給与用紙袋

新たに入学する児童の教科書は、「新たに小学校に入学した児童の入学を祝う」「教科書無償給与制度の趣旨の徹底を図る」などの趣旨により、この袋に入れて給与されています。



表



裏

令和元年度

## 教科書発行の現状と課題

令和元年7月31日印刷  
令和元年8月5日発行

非売品

### 一般社団法人教科書協会

〒135-0015  
東京都江東区千石1-9-28 教科書研究センター5F  
TEL.03-5606-9781 FAX.03-5606-3086  
URL <http://www.textbook.or.jp>



### ●4月10日は教科書の日

一般社団法人教科書協会は、わが国の学校教育に果たしてきた教科書の役割を、学校関係者だけでなく、広く社会一般の方々にも認識していただくとともに、教科書関係の仕事に従事する者が、その社会的意義と責任を再確認するため、平成22(2010)年4月に「教科書の日」を制定しました。



この冊子は再生紙と植物油インキを使用しています